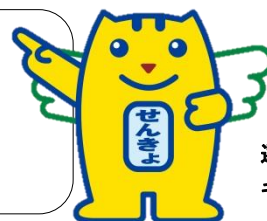


当病院（施設）で不在者投票ができます

令和7年6月22日（日）東京都議会議員選挙が執行されます。

以下の要件に当てはまる方は、当病院（施設内）で不在者投票ができます。

不在者投票とは、仕事・病気等の正当な理由により、投票日当日に投票所へ行って投票できない人が、投票日前日までに投票ができる制度のことです。



「めいすいくん」
選挙のイメージ
キャラクター

当病院（施設）で不在者投票ができる方

当病院（施設）に入院・入所中の方で、以下の条件に当てはまり、投票日当日に本来の投票所へ行くことができない方。

- ① 年齢満18歳以上の日本国民であること
- ② 都内の同じ区市町村に引き続き3か月以上住民登録されていること（※東京都外へ転出した方は、投票できません。）
- ③ 病気・負傷等の理由から、歩行困難と見込まれる方など

投票を希望する場合は、病院（施設）に申し出てください。
投票用紙等の請求手続き等は、病院（施設）が行います。

投票日時

月 日（ ） 時 分から

投票場所



【制度についてのお問い合わせ先】

北区選挙管理委員会事務局 〒114-8546 北区滝野川 2-52-10 ☎03-3908-9054

